

平成30年度島原市国民保護計画（改訂の概要）

1 国の閣議における変更点

- (1) 「避難にあたって配慮すべき事項」の箇所に、平素から弾道ミサイル発射時における住民の適切な対応をとるための J-アラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記
- (2) 「避難施設の指定」の箇所に、地下施設等を避難施設等に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮する。」ことを明記
- (3) 「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等実践的な避難訓練を実施する。」ことを明記

◆ 市国民保護計画への反映事項

- ① 情報伝達に関する事項
- ② 避難に関する事項
- ③ 訓練に関する事項
- ④ 安否情報に関する事項
- ⑤ 救援に関する事項

2 県の国民保護計画との整合点

武力攻撃原子力災害の対処

（モニタリングへの協力、避難者の受入れ支援について）

3 市計画の変更点

- (1) 用語集の修正等
- (2) 事態認定前における警戒本部等の「組織図」の明示
- (3) 「島原市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」を添付
- (4) 庁舎建て替えに伴う対策本部施設の変更
- (5) 軽微な変更
市役所等の組織の改正、人口等の統計数値の更新及び語句の修正